

岡山県建設工事総合評価落札方式要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る総合評価落札方式の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が本県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、建設工事のうち、次の類型に該当する工事の中から知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約担当者」という。）が選定する。

(1) 特別簡易型

同種工事の経験・成績等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(2) 簡易型

(1)に加え、施工計画等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(3) 標準型

(2)に加え、安全対策、交通や環境への影響及び工期の縮減等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(4) 高度技術提案型

(3)に加え、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(入札手続)

第4条 総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、この要領によるものとし、この要領に規定がないときは、一般競争入札（条件付）実施要領（平成19年6月1日施行。以下「実施要領」という。）（設計金額が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の工事については、一般競争入札事務処理要領（平成18年4月1日施行）の規定によるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 総合評価落札方式の実施に当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、政令第167条の10の2第4項の規定により、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札

者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 学識経験者の意見聴取は、契約担当者が様式第8号により行うこととする。

(入札時に必要な資料)

第6条 契約担当者は、価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な次に掲げる資料等を、入札参加者から提出させるものとする。

(1) 自己採点表(様式第11号)

(2) 技術資料(様式第7号)及び関係書類(以下「技術資料等」という。)

2 前項の規定にかかわらず、標準型及び高度技術提案型により発注する工事にあつては、自己採点表の提出は不要とする。

3 資料等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された資料等は返却しないものとする。

(入札公告)

第7条 契約担当者は、総合評価落札方式で建設工事に係る一般競争入札(条件付)を行うおうとするときは、入札公告に次の事項を加えて、公告する。

(1) 総合評価落札方式による旨

(2) 当該総合評価落札方式に係る落札者決定基準

(3) 提出を求める技術資料等の内容及び提出期限等

(4) その他必要と認める事項

2 入札の公告は別添の標準公告例に準じて作成する。

(落札者決定基準)

第8条 契約担当者は、技術審査部会に諮り、様式第9-1号又は様式第9-2号に準じ、評価基準、評価の方法その他の基準からなる落札者決定基準を定めるものとする。

(評価基準)

第9条 評価基準は、次のとおりとする。

(1) 評価項目

評価項目は、総合評価の形式及び工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する配点は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

配点の合計は10点から50点までの範囲内で定めるものとする。

(3) 標準点(基礎点)

技術資料が提出された者に対して標準点(基礎点)を与える。

標準点は100点とする。ただし、岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領

(平成19年6月1日施行。以下「低入札価格調査実施要領」という。)に定める調査基準価格を下回る入札価格で入札した者については、特別簡易型は75点、簡易型は65点、標準型は55点とする。

(4) 加算点

各評価項目の得点を合計し、これを10点から50点までの範囲内に換算したものを加算点とする。

(評価の方法)

第10条 価格以外のその他の条件の評価に係る総合評価は、標準点（基礎点）に自己採点表の加算点（簡易型にあつては、契約担当者が採点した施工計画に係る加算点を含む。また、標準型及び高度技術提案型にあつては、契約担当者が採点した施工計画に係る加算点とする。以下同じ。）又は自己採点表の加算点について、契約担当者が技術資料等の内容を確認した者にあつては、確認後の加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

- 2 技術資料等は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち評価値の最も高い者（低入札価格調査実施要領により失格となった者及び契約の内容に適合した工事の履行がされないおそれがあると判断された者並びに岡山県建設工事総合評価落札方式〈拡大分〉試行要領（以下「総合評価試行要領」という。）により失格となった者（以下「失格者等」という。）を除く。）から契約担当者が指定する期限までに提出を求めるものとし、提出方法及び提出先は、公告により明らかにするものとする。ただし、契約担当者が必要があると認めるときは、その他の入札参加者に対しても技術資料等の提出を求めることができるものとする。
- 3 契約担当者は、前項の規定により技術資料等の提出を求めた入札者について、技術資料等の内容を確認した結果、他の者の評価値が高いと判断した場合は、次順位の者が既に技術資料等を提出している場合を除き、次順位の者から技術資料等の提出を求めなければならない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、簡易型、標準型及び高度技術提案型により発注する工事にあつては、入札した全ての者から提出を求めるものとし、提出方法、提出先及び提出期限は、公告において明らかにするものとする。
- 5 契約担当者は、技術資料等の確認を評価値の最も高い者から順に実施し、評価値の最も高い者を確認することができるまで行うものとする。ただし、標準型及び高度技術提案型により発注する工事にあつては、入札した全ての者の技術資料等を確認するものとする。なお、技術資料等の確認の結果、入札者が記載した自己採点表の評価項目の一部又は全部の得点（以下「自己採点表の得点」という。）が、契約担当者の確認した得点（以下「確認した得点」という。）と異なる場合、当該評価項目の得点については、次のとおりとする。
 - (1) 自己採点表の得点が、確認した得点を超える場合
確認した得点の2分の1の得点
 - (2) 自己採点表の得点が、確認した得点未満の場合

自己採点表の得点

- 6 特別簡易型により発注する工事において、第2項の規定により技術資料等の提出を求めることが可能な入札参加者が1者のみである場合は、同項及び第5項の規定にかかわらず、契約担当者は、当該入札参加者に対し技術資料等の提出を求めず、技術資料等の内容の確認を省略することができる。

(入札参加の申出手続等)

第11条 入札に参加しようとする者は、実施要領第7条第1項の規定にかかわらず、関係書類のうち施工実績調書（別記様式1）及び配置予定技術者調書（別記様式2）を除く書類（以下「資格確認書類」という。）は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち評価値の最も高い者（失格者等を除く。以下「最低価格入札者等」という。）から契約担当者が指定する提出期限までに提出を求めるものとし、提出方法及び提出先は、公告において明らか

にするものとする。ただし、契約担当者が必要があると認めるときは、最低価格入札者等以外の入札者に対しても資格確認書類の提出を求めることができるものとする。

- 2 契約担当者は、前項の規定により資格確認書類の提出を求めた入札者について、入札参加資格を有することが確認できないと判断した場合は、次順位の者が既に資格確認書類を提出している場合を除き、次順位の者から資格確認書類の提出を求めなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、簡易型、標準型及び高度技術提案型により発注する工事にあつては、入札した全ての者から提出を求めるものとし、提出方法、提出先及び提出期限は、公告において明らかにするものとする。

- 4 入札参加資格の審査は、実施要領第12条第3項の規定にかかわらず、評価値の最も高い者から順に実施し、入札参加資格を有している者を確認することができるまで行うものとする。ただし、簡易型、標準型及び高度技術提案型により発注する工事にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者全員について行うものとする。

(落札者決定の方法)

第12条 契約担当者は、入札執行後、落札者の決定を保留し、次の要件に該当する者について、技術審査部会を経由して入札調査委員会に諮り、評価値の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。

- 2 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める方法により落札者を決定する。

- (1) 特別簡易型及び簡易型について電子入札システムによる場合 電子くじ
- (2) (1)以外の場合 当該者（当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員）にくじを引かせる方法

(入札の無効)

第13条 技術資料等の提出を求められたにもかかわらず提出しない者のした入札又は技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、審査及び評価の対象としない。

(総合評価結果の公表)

第14条 契約担当者は、落札者を決定したときは、岡山県建設工事等公表事務取扱要領(平成13年3月30日岡山県告示第195号)に定めるところにより、技術資料等の評価の結果及び評価値等(様式第10号)を公表するものとする。

(苦情申立て等)

第15条 入札に参加した者で落札者とならなかった者は、前条に規定する公表を行った日の翌日から起算して3日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)以内に、落札者として選定されなかった理由の説明を契約担当者に求めることができる。

(評価内容の担保等)

第16条 請負者の責めにより、契約時における価格以外のその他の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合、契約担当者は、工事成績評定点の減点を行うものとし、減点方法は工事成績評定表の「法令遵守等」において、未実施の評価項目ごとに5点を減じるものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年6月30日から試行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月1日から施行し、同年4月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行し、同年4月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同年4月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同年4月1日以降に入札公告を行う建設工

事について適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月12日から施行し、同年4月1日以降に入札を行う建設工事について適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事について適用する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事について適用する。

附 則

1 この要領は、令和8年6月1日から施行する。